

## 利益相反管理方針および管理要領

「アトラディウス信用保険会社 日本支店」(以下、当社といいます)は、当社または「日本に所在するアトラディウス・グループ会社」(以下、当社グループ会社といいます。下記【注】参照)が行う保険関連業務において、お客さまとの間に利益相反を生じさせるおそれがある「取引・行為」(以下、取引といいます)に関し、お客さまの利益が不当に害されることがないように、以下の方針を定め、利益相反取引を適切に管理します。

### 1. 法令等の遵守

当社は、利益相反に関し適用のある法令、ガイドライン、社内規程等を遵守します。

### 2. 利益相反の管理

当社は、当社またはグループ会社の業務の遂行において生じうる、お客さまの利益を害する可能性のある利益相反状況を特定し、お客さまの利益が不当に害されることを防止するとともに、お客さまの信頼を向上させるため、利益相反管理規程の策定等により、管理対象取引、管理体制等を定めるなど必要な措置を講じ利益相反を適切に管理します。

#### <利益相反管理要領 下記(1)・(2)>

##### (1) 管理対象取引および特定方法

管理の対象とする取引とは、当社または当社グループ会社が行う取引のうち、「お客様の利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

管理対象取引には下記[1]に掲げる「類型」がありますが、管理対象取引に該当するか否かの特定については、[2]に掲げる「判断する事情」その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

##### [1] 利益相反取引の類型

- ① お客さまと当社または当社グループ会社との間で利益が相反するもの
- ② お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの間で利益が相反するもの

##### [2] 判断する事情

- ① お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期待を抱く状況がある場合
- ② お客さまの犠牲により、当社または当社グループ会社が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ③ お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘引がある場合

##### (2) 利益相反管理の方法

当社は、管理対象取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- ① お客さまへの情報開示
- ② お客さまからの同意の取得
- ③ 取引の条件・方法の変更
- ④ 取引の中止
- ⑤ お客さまとの間で利益相反取引を行う関係部門間等におけるお客さま情報の遮断措置 等

### 3. 社内体制の整備

当社は、利益相反について定められた法令等を遵守するため、全従業員への研修および参考資料等の作成・配布等を継続的に行い、利益相反の防止に努めます。

また、当社は各部門において利益相反を管理・監督する者および全体の管理統括部門を定め、利益相反を一元的に管理します。

【注】 日本に所在するアトラディウス・グループ会社： アトラディウスインフォメーションサービスビー・ヴィ